

日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画高幡鹿島台ガーデン54地区地区計画を次のように決定する。

名称	高幡鹿島台ガーデン54地区地区計画		
位置	日野市南平一丁目地内		
面積	約2.4ha		
地区計画の目標	<p>本地区は、歩車共存道路を軸に宅地、公園、広場、歩行者専用通路及びポケット広場が有機的に接続し、全体で一つの良好かつ高水準の住環境を形成している。</p> <p>したがって本計画は、この住環境の維持・保全を図り、住民相互の親睦を促進し、うるおいあるまちへと発展させることを目標とする。</p>		
土地利用の方針	<p>一戸建専用住宅地としての均衡ある土地利用を図り、良好かつ高水準の住環境が損なわれないよう維持・保全する。</p> <p>また、地区内の樹木についても保全を図り、緑あふれる美しいまちづくりをめざす。</p>		
地区施設の整備の方針	<p>一体的に整備された歩車共存道路、公園、広場、歩行者専用通路及びポケット広場は、機能が損なわれないよう住民の積極的な参加により維持・保全する。</p>		
建築物等の整備の方針	<p>良好かつ高水準の住環境を維持・保全するために必要な建築物等の規制・誘導を行い、緑豊かな美しいまちなみとする。</p>		
地区の区分	名称	A 地 区	B 地 区
	面積	約2.3ha	約0.1ha
建築物等の項目に関する	建築物の用途の制限	一戸建専用住宅及び物置、車庫、その他これらに類する附属建築物以外の建築物は建築してはならない。	
建築物の敷地面積の最低限度	180㎡		
地区整備計画			

建築物等に 関する 事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。 1. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が3.6㎡以内であること。 2. 車庫で高さが2.5m以下であること。	建築物の2階部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの真北方向の距離は2m以上とする。	建築物の2階部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの真北方向の距離は2.5m以上とする。
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは地盤面から9m、軒の高さは6.5mをそれぞれ超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。	建築物の高さは地盤面から8.5m、軒の高さは6mをそれぞれ超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。	建築物の高さは地盤面から8.5m、軒の高さは6mをそれぞれ超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。
土地の利用の制限	公共施設側のかき若しくはさくの構造は、生垣、又は透視可能な高さ1.5m以下のフェンスと植栽を組み合わせたものとする。 道路側の植樹帯及び並木ますの樹木類を保全する。			

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由 高幡鹿島台ガーデン54地区の良好かつ高水準の住環境を将来にわたり維持

・保全するため本案のように決定する。